

SIBを活用した生活困窮者の就労支援スキームの構築に向けて

－全国初！新たな仕組みづくりの提案と「大阪方式」の実現へ－

平成28年3月

大阪府

**ソーシャル・インパクト・ボンド（SIB）を活用した
大阪独自の生活困窮者自立支援のための新たな仕組みづくり研究会**

目次

I	生活困窮者自立支援の現状について	
1.	生活困窮者自立支援法の概要	1
2.	大阪における「生活困窮者」の現状	5
3.	実績等を踏まえた課題及び今後の方向性	7
II	これまでの SIB 活用事例の検証について	
1.	SIB 活用事例の整理（海外・国内）	8
III	SIB を活用した生活困窮者の就労支援スキーム提案（大阪方式）	
1.	大阪府における具体的な事業スキームの提案	10
2.	事業スキームの構築に向けた論点整理	12
IV	SIB 事業スキームの実現に向けて（終わりに）	19
	参考	
1.	「ソーシャル・インパクト・ボンド（ SIB ）を活用した大阪独自の生活困窮者自立支援のための新たな仕組みづくり研究会」構成員名簿	20
2.	「ソーシャル・インパクト・ボンド（ SIB ）を活用した大阪独自の生活困窮者自立支援のための新たな仕組みづくり研究会」開催経過	21

I 生活困窮者自立支援の現状について

1. 生活困窮者自立支援法の概要

((①法の趣旨と7つの法定事業))

- 平成20年のリーマン・ショック以降、世界経済の落ち込みから、国内消費は急激に冷え込み、経済・就労環境の悪化等により、失業率の上昇、非正規労働者の増加等が顕著にみられるようになる。一方、生活保護世帯数も年々増加し、生活保護受給者数は、平成24年度2,135千人と過去最高を更新した。被保護世帯のうち、稼働年齢層と考えられる「その他世帯」の割合が10年間で3倍以上に増加しており、地域社会と途切れないよう、自立に向けたサポートが必要であると考え。
- このような情勢を踏まえ、生活保護に至る前の自立支援策の強化を図るとともに、生活保護から脱却した人が再び生活保護に頼ることのないよう、あらゆる取組みで支援する「生活困窮者自立支援法」が、平成25年12月、国会において可決・成立、平成27年4月、本格施行された。
- 同法では、**自立相談支援（入口）から就労支援（出口）**までの切れ目のない、きめ細やかな支援メニューとして、7つの事業を規定している。効果的な事業展開のためには、市町村等の行政（福祉事務所設置自治体）をはじめ、社会福祉法人、NPO法人や民間企業など、多様な主体が連携を図りながら、積極的に要援護者支援に取り組むことが重要である。また、同法を通じて、生活困窮者対策を総合的に進めていく中で、特に就労が可能な方に対し、就労支援等を行うことにより、生活困窮状態からの脱却を図ることをめざす。

法定事業	概要	国庫負担等
①自立相談支援事業	● 就労その他の自立に関する相談事業、事業利用のためのプラン作成等[必須]	▶ 国庫負担3/4
②住居確保給付金	● 離職により住宅を失った生活困窮者等に対し家賃相当を支給[必須]	
③就労準備支援事業	● 就労に必要な訓練を日常生活自立・社会生活自立段階から有期で実施[任意]	▶ 国庫補助2/3
④一時生活支援事業	● 住居のない生活困窮者に対して一定期間宿泊場所や衣食の提供等を実施[任意]	
⑤家計相談支援事業	● 家計に関する相談、家計管理に関する指導、貸付のあっせん等を実施[任意]	▶ 国庫補助1/2
⑥学習支援事業その他事業	● 生活困窮家庭での養育相談や学び直しの機会提供等を実施[任意]	
⑦就労訓練事業の認定（いわゆる「中間的就労」）	● 就労機会の提供を行うとともに、就労に必要な知識及び能力向上のために必要な訓練等を行う事業を実施する場合、その申請に基づき、事業認定を実施(都道府県等)	—

I 生活困窮者自立支援の現状について

((②府域における法定事業の取組み状況))

- 平成27年4月、法施行を受け、43市町村のうち福祉事務所設置自治体（34市町及び府）において本格的に事業展開を行っている。各種取組みを通じて、自立相談支援機関（直営13、委託15、直営及び委託7）による伴走支援を実施し、職業的自立へ導く。なお、任意事業の実施状況をみると、「④一時生活支援事業」を除く各事業の実施自治体は半数にも満たない状況である。

[図表①：府内自治体（35自治体）における実施状況]

◇「①自立相談支援事業（実施主体：自立相談支援機関）」における相談件数等（H27.4.1-H28.1.31）

		新規	継続	経路		
				電話	来所	訪問
府全域		23,154	—	—	—	—
	大阪市	13,661	—	—	—	—
	堺市	1,020	—	—	—	—
	福祉事務所設置自治体 （政令市・府除く）	8,317	—	—	—	—
	郡部（府管轄）					
	池田	38	645	372	51	260
	*各子ども家庭センターに福祉事務所を設置					
	富田林	52	1,042	503	111	480
	岸和田	66	784	363	230	257
	計	156	2,471	1,238	392	997

◇任意事業の実施状況（自治体数）

③就労準備支援事業	④一時生活支援事業	⑤家計相談支援事業	⑥学習支援事業	⑦その他事業
16	35	9	18	3

◇「⑦就労訓練」事業所数（H28.3.9現在） * 都道府県、政令市、中核市が訓練に取り組む事業所を認定

大阪府	大阪市	堺市	豊中市	高槻市	東大阪市	合計
47	16	8	5	1	8	85

I 生活困窮者自立支援の現状について

〔③府域における自立相談支援（入口）実施状況〕

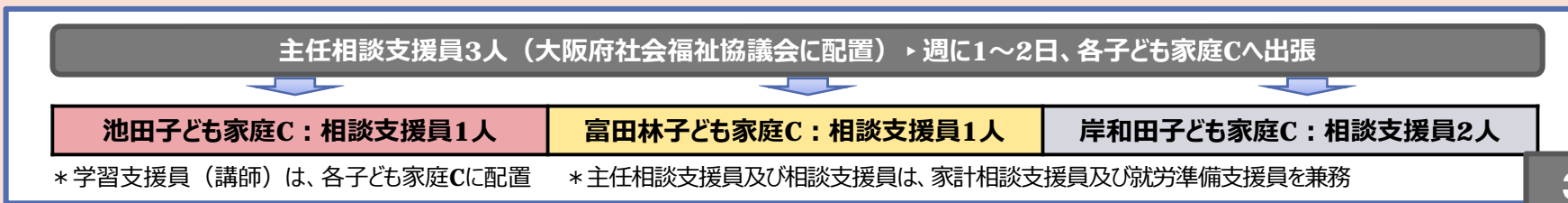
- 自立相談支援機関は、生活困窮者を自立へ導く窓口機能を担っており、要援護者の状況を踏まえ、適切な機関へつない寄り、効果的な支援プランを作成するなど、大変重要な役割を有している。
- 府（国調査）の支援状況をみると、就労支援対象者は、プラン作成件数の約7割を占めているが、現段階、法定事業（③就労準備支援事業等）該当案件は少なく、自立相談支援機関によるサポートを通じたハローワークによる職業的自立が多くなっている。

〔図表②：生活困窮者自立支援制度における支援状況調査（国調査）〕*H27.4-H28.1月分、大阪府については政令市・中核市除く

	対象地区人口 (人)	新規相談 (件)	プラン作成 (件)	就労支援対象者 (人)	法に基づく利用件数	
					③就労準備支援事業	⑦就労訓練事業
大阪府	3,695,324	5,870	1,197	899	69	21
郡部(府直轄)	155,700	156	69	21	7	3
全国	—	188,590	44,805	23,287	1,539	114

- また、府が管轄する郡部（8町1村）における法定事業については、大阪府社会福祉協議会が受託し、必須事業に加えて、全ての任意事業を実施している。
- 自立相談支援事業に係る相談支援員について、池田子ども家庭センター（能勢町・豊能町）、富田林子ども家庭センター（河南町・太子町・千早赤阪村）では各1名ずつ、岸和田子ども家庭センター（田尻町・忠岡町・熊取町・岬町）に2名を配置し、法定事業の円滑な運営に努めている。

〔図表③：郡部における相談支援員の配置スキーム（自立相談支援事業関連）〕



I 生活困窮者自立支援の現状について

((④就労訓練事業の認定状況 (国調査より))

- 就労訓練事業は、直ちに一般就労をめざすことが困難な生活困窮者に対し、支援付きの就労の機会の提供等を行う事業であり、社会福祉法人、消費生活協同組合、NPO法人、営利企業等の自主事業として実施している。
- 同法では、就労訓練事業の適切な実施を確保するため、都道府県知事等が実施している。大阪府では、事業所の所在地が府域の場合、認定は大阪府（但し、所在地が大阪市、堺市、高槻市、東大阪市、豊中市、枚方市の場合は各市）が行う。
- なお、認定件数は近畿が最も多く、92件であり、うち、大阪府は45件と約半数を占める。

[図表④：就労訓練事業の認定状況 (国調査)] *H27年度第3四半期 (H27.4.1-12.31)

◇全体状況

	大阪府	全国
▶ 認定件数	45件	302件
▶ 利用定員合計	134人	939人

◇認定主体別状況 (対象自治体：112自治体)

▶ 認定あり自治体	57 * 28府県、10政令市、19中核市
▶ 認定なし自治体	55

◇法人種別状況 (n=302)

社会福祉法人					NPO 法人	生協等 協同組合	株式 会社	そ の 他
高 齢	障 が い	児 童	保 護	そ の 他				
113	25	1	11	20	46	18	36	32

◇ブロック別状況 (n=302)

順位	圏域	件数
1	近畿	92
2	関東・甲信越	86
3	九州・沖縄	48
4	四国・中国	21
5	東海・北陸	15
5	北海道・東北	15

◇予定している主な訓練内容 (n=302、複数回答)

▶ 清掃・警備	102
▶ 福祉サービスの補助作業	71
▶ 事務・情報処理	25
▶ クリーニング・リネンサプライ	19
▶ 農林漁業関連 (加工含む)	15
▶ その他製造	11
▶ 食品製造・加工	7
▶ その他	36

I 生活困窮者自立支援の現状について

2. 大阪における「生活困窮者」の現状

((①データでみる大阪の実態))

- 大阪の現状をみると、全国で最も高い生活保護率、全国平均を大きく上回る高校中退率、全国で2番目に多い低所得世帯数や小中学生の就学援助率など、生活困窮者を生み出す要因が複合的に存在している。生活困窮者の背景には、これら要因に限らず、様々な福祉・生活課題を抱えており、既存の行政サービス等では、根本的な解決に至らないケースも多く、その真相は相当に根深い。
- また、子ども関連の指標をみると、児童虐待相談対応件数は、大阪がワースト1を更新している。子育て世帯の場合、親と子ども双方のサポートが必須であり、子どもの将来がその生まれ育った環境に左右されない、貧困の連鎖を断ち切る環境整備（就労支援）が重要である。

【図表⑤】：大阪の実態・全国比較 * 10町村：福祉事務所設置自治体（島本町）及び福祉事務所未設置自治体（9町村）

	要因	大阪府（政令市・中核市含む）		全国
		全域	郡部（*10町村）	
生活保護 関連	受給者／世帯数 [H27.3]	約30万人／約22万世帯 [第2位]	1,995人／1,355世帯	約220万人／約160万世帯
	生活保護率 [H27.3]	34.1% [第1位]	13.04%	17.1%
	生活保護費 [H26年度]	約5,539億円 [第1位]	約33億円	約3兆8,633億円
生活困窮者 関連	低所得世帯 (200万円) [H24年度]	約97万世帯 [第2位]		約1,166万世帯
	高校中退率 [H25年度]	2.4% [第1位]		1.7%
	ひきこもり [H22年度推計]	50千人 [第3位]		700千人
	正規雇用率 [H24年度]	58.7% [第44位]		61.8%
	生活福祉資金貸付決定件数 [H25年度]	3,554件 [第1位]		32,560件
子ども関連	就学援助率 [H25年度]	25.21% [第2位]		15.42%
	児童虐待相談対応件数 [H26年度]	7,874件 [第1位] ※政令市除く		88,931件

I 生活困窮者自立支援の現状について

〔②大阪における「生活困窮者」とは〕

- 同法では、第2条第1項において、「現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者をいう」と規定している。一方、生活保護受給者については、生活保護法の規定に基づく各種扶助の給付対象である。
- このように同法と生活保護法は対象者を棲み分けしているところであるが、大阪では、実態に沿った独自の概念を下表のとおり定めており、対象を幅広くとらえ、生活困窮者と生活保護受給者の垣根を越えた総合的支援(=大阪方式)に取り組んでいく。

〔図表⑥：大阪における「生活困窮者」の定義（第3期大阪府地域福祉支援計画より）〕 *法に限定せず、大阪の実情に沿い、幅広くとらえる

①	現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人（=生活困窮者自立支援法第2条第1項）
②	経済的な問題をはじめ、社会的孤立や家族の問題など複合的な問題を抱えており、これまでの対象者や分野ごとの仕組みだけでは対応が困難な状況にある人
③	生活困窮状態に陥るおそれのある人、又は、陥っている人（高校中退者、ニート、ひきこもり、非正規労働者、生活福祉資金利用者、ホームレス、生活保護受給者等）

〔③府域における独自施策の展開〕

- 府域では、生活困窮をはじめ、制度の狭間に陥る、様々な福祉・生活課題を抱える要援護者に対し、全国に先鞭をつけた、大阪独自の各種取り組みを展開している。

〔図表⑦：府域における独自施策の実施状況〕 ※全ての種別部会におけるオール大阪の社会福祉法人による社会貢献事業へ事業拡大・発展

独自施策	実施主体	事業概要	実績（H26年度）
CSW(コミュニティソーシャルワーカー)の配置[H16～]	▶市町村 *府は交付金を交付	●府内市町村(概ね中学校区に1名)にCSWを配置し、地域への「声かけ・見守り」「発見」「つなぐ」等を通じて、制度の狭間にいる人をサポート	●CSW配置数：145名 ●交付額：約4.6億円 ●相談件数：約10万件
生活困窮者等への総合生活相談事業「生活困窮者レスキュー事業」[H16～] ※H27～「大阪しあわせネットワーク」へ	▶社会福祉法人	●生活困窮者等に対する総合生活相談と経済的援助（緊急時の食料支援等の現物給付）を実施	●施設に常駐するCSW：約800名 ●社会貢献支援員：20名 ●経済的援助：約3,700万円(599世帯)
地域就労支援事業[H14～]	▶市町村 *府は交付金を交付	●就労困難者向けに、府内全市町村に「地域就労支援センター」を設置し、地域就労支援コーディネーターによる就労支援を実施	●相談者数：6,518名 ●就労者数：1,924名 ●相談件数：22,994件

I 生活困窮者自立支援の現状について

3. 実績等を踏まえた課題及び今後の方向性

((①職業的自立に向けた主な課題))

- 府域では、福祉事務所設置自治体において、法定事業等に取り組んでいるところであるが、その状況をみると、厳しい財政状況等により、自治体間でバラつきがあり、自立相談支援事業（入口）においても、十分な体制整備がなされているとは言い難い。
- 加えて、就労支援（出口）においては、任意事業により、取り組む自治体が半数以下となり、一気通貫支援が困難な状況となっている。

[図表⑧：生活困窮者自立支援制度の主な課題（＝3つの資源不足）]

	課題	要因
財源面	▶ 自立相談支援から職業的自立に至る切れ目のない一気通貫支援システムが未整備	▶ 就労準備支援事業（任意事業）に取り組む自治体が半数以下のため、就労支援へつなげる体制整備が十分でない（スケールメリットが必要）
	▶ 潜在的な生活困窮者の掘り起こし（＝アウトリーチ）が困難	▶ 相談支援員不足、支援体制不十分
技術面	▶ 支援員のスキルアップを図る体制（研修等）が未整備	▶ 支援困難ケースが多いため、解決に向け、高いスキル・ノウハウが求められているにもかかわらず、国の養成研修の受講枠が限られている
	▶ 職業的自立に結びつける効果的なプログラムが未開発	▶ 要援護者の状況に応じた支援が必要なため、画一的なプログラムは馴染まない
	▶ 企業(団体)と要援護者のマッチングが困難	▶ 個別の就労斡旋業務は、基本的には国の職業安定行政（ハローワーク）によることから、自治体にスキル・ノウハウ等が蓄積されていない
	▶ 多様な主体がそれぞれ有するスキル・ノウハウを活かした連携・ネットワーク形成が十分でない	▶ 支援内容の専門分化が進む中、分野連携の必要性は高まる一方であるが、社会福祉法人や地域福祉のコーディネーター等の業務内容等に係る情報共有ができていない
広報面	▶ 職業的自立への協力事業所が少ない	▶ 制度の認知度不足 ▶ 事業所におけるメリットが感じられない（コスト増）

((②今後の方向性))

- このような課題を踏まえつつ、福祉事務所設置自治体は、限られた財源・人材の中で、創意工夫を凝らしながら、支援の最適化を図ることが求められている。さらに、広域自治体である大阪府が、これまでの実績・スキルを有する社会福祉法人をはじめNPO法人や民間企業などへの制度PR等を通じて協力・理解に努めるとともに、職業的自立に向け、多様な主体の連携により、ネットワークを形成し、従来の仕組みにとらわれない、新たな手法により、就労支援に取り組むことも検討する必要がある。

II これまでのSIB活用事例の検証について

1. SIB活用事例の整理（海外・国内）

（①海外における活用事例）

- ソーシャル・インパクト・ボンド（SIB）とは、2010年（平成22年）、英国において導入されている成果連動型報酬（PbR: Payment by Result）を基に開発された社会投資スキームであり、休眠預金も活用されている。行政・民間投資家と実施主体等による契約により、従来、行政が直接、事業として行ってきた社会福祉等の施策を核心的な予防措置を実施するNPO法人等（実施主体）への委託等を通じて、その財源を民間方式によるファイナンスによって賄う仕組みをいう。なお、PbRは、行政の委託事業において、実施主体による「アウトカム指標」の達成状況に基づき、委託費（報酬含む）を支払う手法として、限られた財源の有効活用を促す効果が期待されている。
- “民間の資金&柔軟な発想”を活用するSIBは、子どもや低所得者への支援など、行政が抱える数多くの社会的な課題解決を図るため、主要8カ国（G8）首脳会議（平成25年6月）において英国・キャメロン首相が提案するなど、世界的に注目されている投資手法である。
- 現在、欧州各国をはじめ、米国、オーストラリア、韓国等においても、取組みが進んでおり、その実績は、世界各地で40件以上に上る。

[図表⑨：海外における主な活用事例]

社会課題	項目	期間	事業内容	投資家	成果指標
再犯率低下	ピーターバラ刑務所（英）	2010年-2016年 * 2015年中止	●職業訓練等社会復帰プログラムを実施（1年未満の短期受刑者3,000人）	●17の財団・篤志家等 ●500万ポンド	●退所後1年間の再犯・有罪判決率削減10%以上
	NY市ライカース刑務所（米）	2013年-2019年 * 2015年中止	●認知行動療法を利用した更生プログラム「若者行動学習体験(ABLE)」を実施（1年未満の未成年犯罪受刑者年間3,000人）	●ゴールドマン・サックス証券（960万ドル）が融資、ブルームバーグ・フィナンソロピー財団（720万ドル）が助成	●受刑者の再犯率削減10%以上
子ども支援	ニューサウスウェルズ州（豪）	2013年-2020年	●家族から離れて施設や里親のもとで暮らす子どもを家族のもとへ戻すプログラムを実施（児童18,000人、約700家族）	●59の個人及び団体 * 州政府も資金提供 ●700万豪ドル	●児童養護施設からの家庭復帰率（家族との生活12か月継続、55%以下は元本割れ）
ホームレス支援	グレーター・ロンドン（英）	2012年-2016年	●路上生活者のニーズに応じた生活支援を実施（ロンドン路上生活者831人）	●民間企業・投資家（3/4）及び1事業実施者（1/4） ●88万7千ポンド	●路上生活者の減少、安定した住居環境の検討、就職・職業訓練・進学 等
若者就労支援	アウグスブルグ市（独）	2013年-2015年	●若者の教育と雇用の機会拡大プログラム（ターゲット層100名）	●非営利投資家（4団体） ●投資額は非公開	●ターゲット層100名のうち20名が市内で9か月以上就業し、社会保険に加入

II これまでのSIB活用事例の検証について

((②日本におけるパイロット事業の実施状況))

- 英国や米国等の海外の事例を踏まえ、日本においても、平成27年度より、下表（図表⑩参照）のとおり、3つのパイロット事業を立ち上げ、SIBを巡る課題や実現可能性等の検証を実施しているが、現段階、SIBの投資スキームを活用し、本格実施している事例はない。

[図表⑩：日本におけるパイロット事業]

社会課題	行政	実施時期	事業内容	中間支援組織	財源	成果指標
子ども支援	▶ 横須賀市	▶ H27.4	▶ 児童養護施設における新生児の特別養子縁組の推進	▶ 日本財団 ▶ 一般社団法人RCF復興支援チーム	● 約1,900万円 (日本財団による助成)	● 特別養子縁組4組 ● 日本社会事業大学(評価機関)
認知症予防	▶ 福岡市はじめ、計7市	▶ H27.7	▶ 「学習療法」による認知症高齢者の介護度改善及び認知症予防のためのプログラム「脳の健康教室」を実施し、公的コスト削減を明らかにする	▶ 日本財団 ▶ 福岡地域戦略推進協議会(福岡市等)	● 財源は非公開 ▶ 経産省委託事業(半期分) ▶ 公文教育研究会が残り半期分を負担	● 行政コスト削減効果を検証 ● 慶應義塾大学SFC研究所(評価機関)
若者就労支援	▶ 尼崎市	▶ H27.7	▶ ひきこもり若者(生保受給世帯)にケースワーカー等がアウトリーチし、既存の就労支援事業へつなぐ	▶ 日本財団 ▶ 日本ファンドレイジング協会	● 約1,300万円 (日本財団による助成)	● 200名中就労6名、就労可能性向上4名 ● 武蔵大学(評価機関)

((③事例を踏まえたSIBの活用可能性))

- 行政がSIBの活用可能性を検討するためには、「社会的課題」「事業成果」「行政コスト」等について深掘りする必要がある。

[図表⑪：SIB活用可能性の視点]

視点	内容
①社会的課題の存在	◇これまで取り組んできた既存事業や行政が有するスキル・ノウハウでは解決できない社会的課題が横たわっているか
②事業成果の創出	◇事業成果を達成する実施主体が存在するか ◇事業成果をどのレベルで設定するか(成果指標と密接に関係)
③行政コストの削減	◇SIB活用により、行政コストが削減できるか(又は他事業の実施より、行政コスト削減幅が大きい)

Ⅲ SIBを活用した生活困窮者の就労支援スキーム提案(大阪方式)

1. 大阪府における具体的な事業スキームの提案

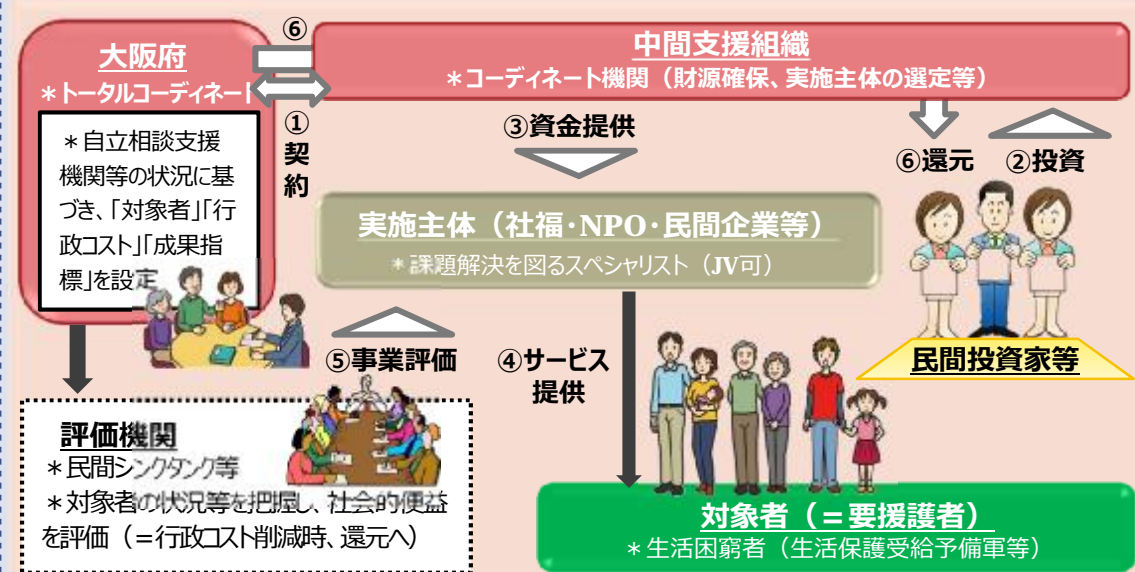
((①大阪府におけるSIB活用スキームの提案))

- 生活困窮者に対する中間的就労・職業的自立に向けた支援については、既に社会福祉法人において実施、あるいは実施が予定されており、大阪はその先駆けとして取り組んでいるが、これをさらに発展させ、人的・財政面を含めて社会福祉法人全体、そして民間企業への取組みにつなげ、広げていくことが課題である。
- このような課題を踏まえ、生活困窮者に対する就労支援の充実に向けて、**SIB**を活用し、民間投資家や民間企業、社会福祉法人、**NPO**法人等、多様な主体がスクラムを組み、それぞれが有する社会資源（「専門人材」「資金」「ノウハウ」）を投入し、職業的自立の実現に向けた仕組みづくりが可能かどうか、検討する（＝「生活困窮者の就労支援システム（大阪方式）」の構築）。

【図表⑫：大阪府におけるSIB活用のイメージ（例）】

《制度概要》

▶ 社会的な課題解決の手法として、従来は、「行政が税金を投じて施策を講じてきた」分野に対し、「民間の資金・ノウハウを活用」して取り組む新しいスキーム。成果指標の達成度に応じてリターンあり



事業スキーム (案)

- 「生活困窮者の就労が困難」である社会的課題を抱える大阪府が対象者(生活困窮者)の範囲・エリア&就労達成数等の成果指標等を設定。民間投資家等からの資金集め等を行う中間支援組織等と契約を締結 (①)
- 中間支援組織が民間投資家等 (CSRに熱心な企業、慈善団体等) から資金を調達し実施主体 (社福法人・NPO法人 (*但し、社福法上の制約有) 等) へ提供 (②③)
- 実施主体は、自立相談支援機関や社会福祉法人等のコーディネーター (CSW等) から要援護者の紹介を受け、就労支援プログラムを展開 (④)
- * プログラム (例) : 要援護者に一定期間(1か月程度)の軽作業訓練及び生活指導等を実施。軽作業に対する報酬+交通費支払い、施設内軽作業等の就職マッチングを行う
- 評価機関 (大学・民間シンクタンク等) が事業評価を実施 (⑤)
- 事業評価に基づき、当初設定した成果指標を達成 (行政コストも削減) した場合、府が成果報酬等 (元金+リターン) を還元。なお、未達成の場合は、還元なし (⑥)

Ⅲ SIBを活用した生活困窮者の就労支援スキーム提案(大阪方式)

((②就労支援スキームの現状とイメージ))

- 同法に基づく就労支援事業（法定事業）を円滑に進めるためには、3つの資源（財源・技術・広報）の充足が必要である（7頁参照）。しかしながら、厳しい財政状況等により、例えば、Step1の事業実施は府内15自治体（福祉事務所設置自治体35自治体）に留まっており、シームレスの就労支援体制が整備されていない状況である。
- これを解消し、一気通貫の支援体制を構築する方策として、SIBを活用した生活困窮者の就労支援（大阪方式）に係る具体的な事業スキーム概要は以下のとおりである。

【図表⑬：生活困窮者の状態に応じた就労支援状況&大阪方式(イメージ)】 ※法定事業等(Step5除く)に参加するには自立相談支援機関による相談を受ける必要あり

		Step1	Step2	Step3	Step4	Step5
法定事業※	事業	就労準備支援事業(任意事業)	就労訓練事業(いわゆる中間的就労)	自立相談支援事業における就労支援	生活保護受給者等就労自立促進事業	職業的自立(一般就労)
	対象者	●就労意欲が低い者	●柔軟な働き方を必要とする者	●就労に向けた準備が不足している者	●就労に向けた準備が一定程度整っている者	●自主的な求職活動が可能なる者
	主な内容	●基礎能力の形成からの支援を計画的かつ一貫して実施	●民間企業等が支援付きの就労訓練の場の提供、受入れ	●就労意欲の喚起を含む福祉面での支援、ハローワーク同行、キャリア・コンサルティング、履歴書の作成指導、面接対策等	●キャリア・コンサルティング、職業相談、職業紹介、公的職業訓練による能力開発、個別求人開拓、就労後のフォローアップ	●ハローワークによる一般的な職業紹介
	事業効果	●参加・修了者数 ●就労意欲の向上	●場の提供数 ●参画事業者数	●就労支援員による受付件数 ●支援プラン策定件数	●事業修了者数	●就職者数
	行政コスト	●H27年度予算(府管轄)：33,697千円(国24,718千円、府8,979千円)			-	-

一気通貫の支援体制(大阪方式)の構築、生活困窮者の自立促進へ

大阪方式	事業	●SIBを活用した大阪独自の生活困窮者自立支援システムを構築・展開(切れ目のない一気通貫の支援システム)
	対象者	●生活困窮者の範囲は?大阪方式の生活困窮者(生活保護受給者を含む)?対象エリアは?
	主な内容	●実施主体がアウトリーチや自立相談支援機関、社会福祉法人等から要援護者の紹介を受け、個人の状況に応じた就労支援プログラムを展開
	成果指標	●要援護者の状況に応じた事業展開を行うため、適正なアウトカム指標やアウトプット指標を設定 (アウトカム指標)：就職者数(正規・非正規)等(アウトプット指標)：①プログラム参加者・修了者数→②就労訓練者数→③職業訓練受講者数等
	行政コスト	●SIB事業運営に係る事務費全般 *コスト削減の対象となる事業等は要検討(法定事業?生活保護費?)

Ⅲ SIBを活用した生活困窮者の就労支援スキーム提案(大阪方式)

2. 事業スキーム構築に向けた論点整理

□ 前頁にある「大阪方式」の実現に向けて、スキームの骨格である「仕組み」とその仕組みを動かす主体である「プレーヤー」に分類・整理し、11の論点を以下のとおり抽出し、本研究会において議論を行った結果を踏まえ、次頁以降で、具体的な考え方をとりまとめる。

分類	検討項目	主な論点	
I 仕組み	①対象者（ターゲット）	●「生活困窮者」の範囲は？ ●対象規模（エリア）は？	
	②サービス提供	●対象者の状況に応じたサービス提供(段階的支援)は可能か？	
	③成果指標（アウトカム指標等）	●適正なアウトカム指標の設定とは？ ●アウトプット指標の設定は必要か？ ●インパクト評価の取扱いは？	
	④行政コスト（＝財政削減）	●行政コスト削減対象となる事業(行政コストの範囲)は？算定手法は？ ●SROI分析（Social return on investment、社会的投資収益）の手法を用いて社会的価値を貨幣換算し、行政コスト削減額に含めることは可能か？	
	⑤事業評価	●公正・中立な事業評価は可能か？	
	⑥事業実施期間	●最適な実施期間は？ ●行政の事業継続性との関係は？	
	⑦成果報酬等（元金+リターン） （＝行政の支払い）	●成果報酬等を支払う基準は？（③④との整合性が必要） ●行政による支払方法・内部手続きは？	
II プレーヤー	⑧中間支援組織(コーディネーター)	●求められる役割は？ ●協力プレーヤーは日本（大阪）に存在する のか？	●求められる能力は？資格は？
	⑨投資家（資金提供者）		●投資の形態は？ ●投資家を募る方法は？
	⑩実施主体(サービスプロバイダー)		●求められる能力は？
	⑪評価機関		●求められる能力は？資格は？

Ⅲ SIBを活用した生活困窮者の就労支援スキーム提案(大阪方式)

《①対象者（ターゲット）》

- 本項目では、「生活困窮者の範囲」と「対象規模（エリア）」をどこまで広げるか、「③成果指標」「④行政コスト」等を勘案しながら、検証する。

ア「生活困窮者の範囲」は？

- まず、大阪における“生活困窮者”について考える。大阪方式では、同法に基づく経済的困窮状態に限定する狭義の考え方ではなく、先述（6頁参照）のとおり、大阪の実態を踏まえ、対象者を限定せず、生活保護受給者も含め、幅広くとらえることとしている。
- 本件についても、この考え方に則り、生活困窮者の範囲を広義に捉え、生活保護受給者も含めた対象者とする（＝大阪方式）。但し、世界的に新しい取組みであり、前例もないことから、その範囲を段階的に捉え、例えば、パイロット事業では、狭義の生活困窮者とし、次のステップとして広義の生活困窮者へ拡大していくなど、創意工夫を凝らし、よりよいスキーム構築を検討するべきである。
- なお、「④行政コスト」削減効果など、具体的な項目に係る実現可能性の検証を行うため、パイロット事業段階においても、生活保護受給者も含めた広義の生活困窮者を対象者とすることも可能性としてあり得るが、既存事業との整理が必要である。
- また、本件では、「③成果指標」の達成度を明確にすることが求められており、対象者を特定することが必要である。そのため、同法に基づく自立相談支援機関（福祉事務所設置自治体）における相談者等に対し、SIBを活用した就労支援プログラムへの参加者を募集する（同意を得る）ことにより、対象者の特定が可能となると考える。

イ「対象規模（エリア）」は？

- パイロット事業においては、大阪府管轄の郡部（9町村）において実施するなど、エリアを段階的にとらえていくこととする。パイロット事業による効果検証等を通じて、スキル・ノウハウを蓄積しながら、実施自治体を公募し、エリアを拡大していく手法が得策であると考えられる。

《②サービス提供》

- 本項目は、本件の事業スキームの成否のカギを握るものであり、複雑・多様な福祉・生活課題を抱える対象者に寄り添ったサービス提供が求められる。

ア「対象者の状況に応じたサービス提供」は可能か？

- 生活困窮者の就労支援は、個人の状況に応じたきめ細やかなプログラムが必要であることから、本件においても、効果的な事業スキームを構築するためには、対象者の状況に応じたサービス提供（段階的支援）を行うことが期待されている。

Ⅲ SIBを活用した生活困窮者の就労支援スキーム提案(大阪方式)

《⑥成果指標（アウトカム指標等）》

- 本項目は、投資家にとってはリターンの可能性を検討する素材として、高い関心事であるとともに、行政にとっても、本項目を設定する際、「④行政コスト」や「⑦成果報酬等」と密接に関連していることから、客観的かつ公正な指標が求められる。

ア 適正な「アウトカム指標」「アウトプット指標」「インパクト評価」とは？

- 「社会的課題の改善」というSIB活用の趣旨等を勘案すると、業務に係わって直接的に出てくる「アウトプット指標」ではなく、業務に取り組むことで成果や価値が創造される「アウトカム指標」や、プログラムを実施した場合と実施しなかった場合の成果の差をあらわす「インパクト」の設定が必要であると考え。
- しかしながら、「アウトカム指標」や「インパクト評価」のみという単一の成果指標の設定では、これが達成されなかった場合、行政は費用負担する必要はないことから、投資家は全損リスクを被ることになり、実施主体（サービスプロバイダー）の責任も大きくなる。そこで、これら指標に「アウトプット指標」を組み合わせることで、実施主体（サービスプロバイダー）の取組みを「アウトプット指標」へ反映させることにより、投資家の全損リスクを回避できることから、海外においても、この手法が導入され始めている。
- 本件では、実施主体（サービスプロバイダー）や投資家へのリスク回避等を図るため、「アウトカム指標（就職者数）」と併せて「アウトプット指標（プログラム参加者数・修了者数等）」など、複数の指標を組み合わせ、事業スキームを構築することが、投資家をはじめ、外部からみてもわかりやすく、適切であると考え。

《④行政コスト（財政削減）》

- 行政がSIBを活用する前提条件として、行政コスト削減は不可欠であり、社会的課題の改善と並び、最大の関心事項である。なお、具体的な制度設計にあたり、「③成果指標」の達成度に応じた「⑦成果報酬等」の支払いはコスト削減の範囲内に収める必要がある。

ア 行政コスト削減対象となる事業は？

- 本件のSIB活用の趣旨等を踏まえ、行政コストの削減対象事業は、「生活保護費」とすることが望ましい。但し、対象者が「狭義の生活困窮者」の場合、現在、発生していないコストを対象にしているため、直接的な削減効果を生み出さない。
- そのため、「生活保護費」という将来コストの削減可能性を検証するロジックを新たに構築し、仮説を立てて、投資家をはじめ、誰に対してもわかりやすい、透明性の高い効果立証が求められる。なお、「狭義の生活困窮者」に関連する削減対象事業は、福祉事務所設置自治体において実施する同法に基づく法定事業が該当するが、本件は法定事業と連携しながら取り組むものであることから、直接的なコスト削減につながるかどうか、引き続き、検証が必要である。

Ⅲ SIBを活用した生活困窮者の就労支援スキーム提案(大阪方式)

イ SROI分析の手法を用いて費用換算し、行政コスト削減額に含めることは可能か？

- **SROI**（社会的投資収益）分析とは、直接的な行政コスト削減だけでなく、プログラム実施によって創出された社会的価値を貨幣換算した「便益」と投入された「費用」を比較する手法である。本件をみると、対象者の収入増や行政コストの削減、税収増など、明らかな成果だけでなく、対象者の健康状態の変化や社会的孤立の解消、対象者の家族の生活状況の改善、実施主体（サービスプロバイダー）の収入増など、ステークホルダーを幅広くとらえ、費用換算していこうとするものである。
- 海外の**SIB**の活用事例では、直接的な行政コスト削減効果が認められるものに限定されており、**SROI**のように広範囲の社会的価値を測定することは行われていない。
- しかしながら、生活困窮者の就労支援は、生活保護費の増加を抑制するという効果だけではなく、生活困窮者が自立し、社会生活を営むことによって直接的な行政コスト削減として計測できない社会的価値を生み出すことが明らかであると考えられる。
- したがって、**SIB**活用の趣旨である社会課題の改善を図るため、行政として、**SROI**分析による社会的価値の測定に取り組むことも期待されている。

《⑤事業評価》

- 行政による自主評価ではなく、公正・中立な第三者評価機関による、信頼度の高い事業評価の実施が求められる。

ア 公正・中立な事業評価は可能か？

- 成果指標の達成度等を検証する事業評価は、成果報酬等に直結するため、投資家や行政をはじめ、外部からみても公正・中立な透明性の高い事業遂行能力が求められるが、日本では、大学等において試行実施中であり、**SIB**のノウハウ等は未だ蓄積されているとはいえない。
- 今後、海外の事例等を踏まえながら、評価手法のマニュアルの整備など、日本の実情に沿った事業評価手法の確立が期待されている。

《⑥事業実施期間》

- プログラム内容や「③成果指標」の達成状況等、各項目との整合性を図りつつ、行政の事業継続性を踏まえた、最適な期間設定が求められる。

ア 最適な実施期間は？

- 生活困窮者の就労支援は、先述(13頁参照)のとおり、対象者の状況に応じたきめ細かなプログラムが必要であることから、短期間の事業実施では大きな効果が期待できない。さらに、同法施行後、1年足らずであり、各自治体においてノウハウが十分に蓄積されていない状況を勘案すると、1年単位で効果検証しながら事業見直しを行い、継続的取組みへつなげていくことが適切ではないかと考える。

Ⅲ SIBを活用した生活困窮者の就労支援スキーム提案(大阪方式)

《⑦成果報酬等(元金+リターン)》

- 本項目は、投資家にとって最も高い関心事項である。加えて、行政は、「③成果指標」の達成状況や「④行政コスト」の削減額等を勘案しながら、成果報酬等を支払うため、投資家をはじめ、外部からみて信頼を得られるような事業スキーム構築が求められる。

ア 成果報酬等を支払う基準は？

- 成果指標を達成した場合には、行政コスト削減の範囲内で、投資家に成果報酬等を支払うことになる。そこで、支払う基準について、海外の事例をみると、あらかじめ、案件ごとに契約等で、成果指標の達成度に応じた支払額(リターン等)を決めておく手法が一般的である。
- 英国では、SIBへの投資は、主に社会的投資ファンドがベンチャー的な発想で取り組むことから、リターンも高く設定(6-8%程度)されているが、個人や企業等の場合は、金融機関の預入金利を上回る程度でよいという考え方もある。また、SIBと同様のリスクを持つとみられる金融商品としてベンチャーキャピタルファンドやプライベートエクイティ(未公開株)への投資との比較や、SIBの不成功率を推定し、同様の債務不履行率が想定される債券のリターンを参照するなど、様々な考え方が想定される。
- 経済情勢は日々刻々と変化しており、リターンの標準となる金利水準についても流動的であること、また、設定する成果指標の実現可能性によって、投資家リスクも変化することから、具体化にあたっては、あるべき成果指標の設定検討と併せて、投資家と適正なリターンについて協議し、決定することが必要となる。

イ 行政による支払方法は？

- 行政が成果報酬等を支払う前提として、成果指標の達成状況に応じた支払契約を締結することが可能かどうか、また、複数年度に渡る予算運用等を行う是非、税法上の取扱い等が課題となるが、日本におけるSIBのスキームが確立していない状況であるため、引き続き、海外の事例を踏まえ、検討していくことが必要である。
- また、行政コスト削減対象事業が「生活保護費」のように国庫負担(国3/4、福祉事務所設置自治体1/4)を伴う場合、プロジェクト実施自治体と帰属先(国及び福祉事務所設置自治体)が一致しない。そのため、負担割合等について、大阪府(府管轄：福祉事務所未設置自治体)や福祉事務所設置自治体がSIBを活用して就労支援に取り組み、かつ、成果報酬等の支払いが発生する場合、国に対して、行政コスト削減相当額の負担を求めるなど、働きかけや調整を行うことが必要になる。さらに、税収等の増収効果についても帰属先が異なる場合がある。留意すべき点は、このように帰属先が一致しないことをもって、社会的課題の改善を図ることを断念することは回避しなくてはならない。

Ⅲ SIBを活用した生活困窮者の就労支援スキーム提案(大阪方式)

《⑧中間支援組織（コーディネーター）》

● 海外における中間支援組織は、**SIB**のスキーム提案を行うなど、プロデュース機能を担う。日本でも同様の役割が期待されている。

- 中間支援組織は、事業スキームの企画立案・投資家からの資金調達・実施主体（サービスプロバイダー）の選定など、総合プロデュース機能を有する、非常に重要なプレイヤーである。
- そのため、資金調達能力に優れていることに加えて、行政が抱える社会的課題（生活困窮者の就労支援）に精通していること、実績のある実施主体（サービスプロバイダー）の掘り起こし・目利きなど、**SIB**のスペシャリストとして、高いスキル・ノウハウ・実行力が問われる。
- 日本の場合、海外のような中間支援組織が育っていないため、単一の団体において求められる全ての機能を担うことは難しいと思われる。そこで、行政が実験的にその機能を担いつつ、生活困窮者の就労支援という趣旨・目的に賛同する多様な団体（ファイナンス機能・就労支援機能等）が得意分野を持ち寄り、ネットワーク（**JV**）を組成し、事業実施するなど、案件の実態に沿った手法を検討することが必要である。
- 但し、実施主体（サービスプロバイダー）等、他のプレイヤーとの役割分担が不明瞭になるおそれもあることから、投資家をはじめ外部から事業スキームの信頼が失われてしまう可能性がある点に留意する必要がある。そのため、パイロット事業では行政が司令塔の役割を担うなど、統括プレイヤーの存在が不可欠である。

《⑨投資家（資金提供者）》

● **SIB**の投資家は、社会的課題（生活困窮者の就労支援）の改善に高い関心を有する**CSR**（企業の社会的責任）の視点が求められており、単なる投資家ではなく、社会的企業を育成する役割も期待されている。

- 海外の事例では、投資家は、個人や企業ではなく、財団や社会的投資ファンドによる投資が主流であるが、日本の企業（特に上場企業）の場合、会計処理上、投資ではなく寄付を選択する可能性もあることから、企業**CSR**として資金提供を受ける手法が適しているのではないかと考える。
- 但し、**SIB**では寄付という概念は基本的にないため、寄付によって資金提供を受けた財源を**SIB**へ投資する手法を検討する必要がある（例：寄付の受け皿となる基金を組成し、基金から**SIB**案件へ投資する手法など）。また、基金の設置者について、行政や公益財団法人等が考えられるが、基金を経由した投資が可能かどうか、詳細について検討が必要である。
- さらに、投資家を発掘する観点から、行政として、社会的課題（生活困窮者の就労支援）の解決に資する資金提供の必要性等を様々な投資家に対して積極的に周知・**PR**する必要がある。例えば、現在、日本の多くの企業等が人材不足という経営課題に直面していることから、**SIB**を通じて企業ニーズにマッチングした人材を養成・供給するスキームなど、投資家となる企業等の共感を呼び込むストーリーづくりが重要である。

Ⅲ SIBを活用した生活困窮者の就労支援スキーム提案(大阪方式)

《⑩実施主体（サービスプロバイダー）》

- 実施主体（サービスプロバイダー）は、これまで行政における既存事業等で十分な成果を出すことが困難な社会的課題（生活困窮者の就労支援）の改善に取り組むミッションを有していることから、高いスキル・ノウハウ・信頼性が求められる。

- 海外の事例では、実施主体（サービスプロバイダー）は、事業実施者の役割だけではなく、証拠に基づく評価を行い、社会的な成果を達成したことをデータ等により立証することができる高いスキル・ノウハウを身に付けておく必要があるが、日本の場合、同様のスキル・ノウハウを求めるかどうか、検討が必要である。
- 生活困窮者の就労支援については、地域福祉分野における重要な課題として、これまで社会福祉法人やNPO法人等が積極的な取り組みを進めており、対象者のメンタル的なサポートなど、状況に応じたきめ細やかな支援を行うことができるスキル・ノウハウ・実績等を有している。
- また、雇用情勢の面からは、人手不足、ミスマッチが社会問題となっており、生活困窮者を人材として活用する仕組みも求められており、人材派遣会社等の民間企業も事業意欲が高い。
- 加えて、人手不足を解消したい企業が実施主体（サービスプロバイダー）として参加し、生活困窮者に対してプログラム（自社のニーズにマッチした人材育成）を行い、人材確保（＝生活困窮者の就職先）を図る手法も有効であると考えられる。

《⑪評価機関》

- SIBのスキームの中で、評価機関は、第三者として公正・中立な立場で、客観的な評価を行うことが期待されている。

- 海外では、評価機関は、実施主体（サービスプロバイダー）が提出した成果データの信ぴょう性を第三者的立場で大学等が確認することもあるが、成果データの立証等は、基本的には実施主体（サービスプロバイダー）及び中間支援組織の役割であると考えられている。
- しかしながら、日本の場合、評価機関が成果データの立証を含めて客観的な評価を求められる可能性が高いことから、SIB及び行政が抱える社会的課題（生活困窮者の就労支援）に精通し、投資家や行政からの高い信頼性を有する評価機関が求められる。
- このような高いスキル・ノウハウ等を有する評価機関として、日本では、大学やシンクタンク等が考えられるが、SIBのノウハウ等は蓄積されていないため、海外の事例等を踏まえながら、大学等と研究していくことが必要であると考えられる。
- なお、実施主体（サービスプロバイダー）の提出データの信頼性を確認する必要がある場合、大学や中間支援組織など、各プレイヤーによる協力を得て、信頼性の高い評価手法を確立していくことが求められる。
- また、SROI（社会的投資収益）のような広範囲の社会的価値の評価については、大学や評価専門会社等と連携し、実態に沿った評価手法を研究していくことが必要である。

IV SIB事業スキームの実現に向けて（終わりに）

- 急速に進展する少子高齢化をはじめ、社会・経済環境の構造的な変化を背景に、地域福祉を取り巻く課題も複雑・多様化しており、こうした状況に柔軟かつ機敏に対応することが求められている中、行政においても、従来の枠を超えた新たな手法・発想により、様々な社会的課題の解決とその財源確保策を模索することが期待されている。

このため、英国や米国など、海外においては「ソーシャル・インパクト・ボンド（SIB）」という、公民連携の新たな手法を用いて、様々な社会的課題の解決と行政コスト削減に成果をあげており、本研究会では、こうした海外事例を考察しながら、「大阪独自の生活困窮者自立支援のための新たな仕組み」として、SIBの導入可能性について、様々な角度から検討を行ったところである。

- 先述したとおり、SIBは、日本においては、平成27年度より、各自治体が抱える社会課題の解決に向けて、パイロット事業が開始されるなど、緒についたばかりであり、本研究会において論点整理を試みたSIB特有の投資スキームも導入されていない。SIB開発の背景にあるPbR的手法が普及していない中、投資スキームの核となる実施主体（サービスプロバイダー）や中間支援組織（コーディネーター）等の機能・役割分担や、成果指標の設定、行政コスト削減の算定手法等も研究段階にあり、実現に向けて整理すべき課題は少なくない。

一方で、生活困窮者の就労支援についても、平成27年4月からの生活困窮者自立支援法の施行により各種事業がスタートしたところであり、対象者の状況に応じた支援策や現場に求められる高いスキル・ノウハウを有する支援員の人材育成・体制整備などを進め、円滑な事業運営を図っていくことが課題となっている。

- こうした状況において、生活困窮者の就労支援の新たな手法として、SIBの活用に向けて、社会福祉法人やNPO法人、社会課題の改善に関心の高い企業等の多様な主体が、SIB事業の社会的意義や効果への理解を深め、事業に参画・協力したいと思えるような環境を整えることが必要。そのためには、実験的なパイロット事業として、大阪府がイニシアティブをとり、参画団体等のスキル・ノウハウ・パワー・資金等を効果的・効率的に活用できる、大阪の独自スキームを提案し、将来の本格的な事業展開に向けての実現可能性（F/S：Feasibility Study）を検証してみてはどうかと考える。また、これらと併せて、金融商品としてのSIBの位置づけや投資家保護、インセンティブとしての税制優遇など、関連する法整備等も手遅れなく準備する必要がある。

- 2015年の国勢調査速報において、大阪府は68年ぶりに人口減少に転じた。今後、人口減少の加速が予測される中で、社会福祉に係る費用の増大を上回る税収増加は期待できない。まさに、これらを解決する“一石二鳥”の取組みがSIBである。大阪は古くから民主導の下、地域福祉を推進してきた実践の歴史がある。SIBは、従来の行政の形を変える取組みであり、本研究会の提案を参考とし、大阪独自の全国に先鞭をつける新たな事業の実現に向けて、関係者の知恵と努力を結集していきたい。

氏名	役職名	区分
森 利博	立命館大学経営管理研究科 教授	学識経験者
馬場 英朗	関西大学商学部 准教授	
桑名 恵	立命館大学共通教育推進機構 准教授	
菊池 繁信	社会福祉法人大阪府社会福祉協議会 社会福祉施設経営者部会 社会貢献事業推進委員会 委員長	社会福祉関係者
森垣 学	社会福祉法人大阪府社会福祉協議会 事務局長	
山本 讓	大阪府福祉部地域福祉推進室 室長	行政
和田 真貴子	大阪府福祉部地域福祉推進室地域福祉課 課長補佐	
永吉 ひとみ	大阪府福祉部地域福祉推進室社会援護課 課長補佐	

(順不同)

参考2：ソーシャル・インパクト・ボンド（SIB）を活用した大阪独自の生活困窮者自立支援のための新たな仕組みづくり研究会 開催経過

開催日	回数	議事内容等
平成27年12月4日	第1回	◇ソーシャル・インパクト・ボンド(SIB)を活用した生活困窮者自立支援 ・生活困窮者の自立支援について ・SIBを活用した新たな仕組みづくりについて
平成27年12月25日	第2回	◇SIBを活用した大阪独自の事業スキーム構築に向けた検討について ・英国等におけるSIBのインパクト評価の事例と課題について) ・オール大阪の社会福祉法人による社会貢献事業について ・SIBを活用した大阪独自の新たな仕組みづくりに向けた検討について
平成28年1月29日	第3回	◇SIBを活用した大阪独自の事業スキーム構築に向けた検討について ・民間部門と公共部門との調整機能の創設に向けて ・SIBを活用した大阪独自の新たな仕組みづくりに向けた検討について
平成28年2月19日	第4回	◇SIBを活用した大阪独自の新たな仕組みづくりに向けた検討について
平成28年3月10日	第5回	◇報告書とりまとめ